

秋田市パートナーシップ宣誓制度で利用できる行政サービス一覧

(令和4年10月現在)

受領証や証明カードを提示することで、各種サービスを受ける際に、お二人が結婚に準じたパートナーシップ関係にあることを証明できます。

	行政サービスの種類・内容		問い合わせ先
1	市営住宅への入居申込	市営住宅に入居する際の手続きに利用できます。なお、入居に当たっては、他の方と同様に審査がありますので、その点ご注意ください。	秋田市都市整備部住宅整備課 電話 018-888-5770 入居申込については、 一般財団法人秋田県建築住宅センター (秋田市指定管理者) 電話 018-836-7850
2	市立秋田総合病院における面会	市立秋田総合病院における面会の手続きに利用できます。なお、入院患者の病状等により面会ができない場合もあります。	市立秋田総合病院医事課 電話 018-823-4171 (代表)
3	救急搬送証明書の交付	救急搬送証明書の交付手続きに利用できます。	秋田市消防本部救急課 電話 018-823-4019

	行政サービスの種類・内容		問い合わせ先
4	り災証明書の交付	火災の損害によるり災証明書の交付手続きに利用できません。	秋田市消防本部予防課 電話 018-823-4247
5	被害証明書の交付	自然災害による被害証明書の交付手続きに利用できません。（罹災証明書により証明されるものを除く）	秋田市総務部防災安全対策課 電話 018-888-5434
6	被害届出証明書の交付	自然災害による被害届出証明書の交付手続きに利用できません。	秋田市総務部防災安全対策課 電話 018-888-5434
7	りさい 罹災証明書の交付	自然災害による罹災証明書の交付手続きに利用できません。（秋田市災害対策本部が設置された場合）	秋田市企画財政部資産税課 電話 018-888-5479
8	多世帯同居・近居推進事業の補助金の交付	補助金交付申請の手続きに利用できます。	秋田市都市整備部住宅整備課 電話 018-888-5770
9	住宅リフォーム支援事業の補助金の交付	補助金交付申請の手続きに利用できます。	秋田市都市整備部住宅整備課 電話 018-888-5770